

NHK受信料制度等検討委員会・諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」
答申（案）概要に対する意見

- 当連盟はかねてより、「放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次取りまとめ」（平成28年9月）で提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明しています。したがって、テレビ放送の常時同時配信も三位一体改革の中で検討が行われるべきだと考えます。
- NHK受信料制度等検討委員会（以下、検討委員会）は「常時同時配信の負担のあり方について」答申（案）概要（以下、答申案）を公表し、常時同時配信だけでNHKのテレビ番組を視聴する世帯に対しても受信料の負担を求めることが可能であるとの見解を示しました。常時同時配信の負担を受信料型とする場合、NHKの業務規程でどう位置付けるか（必須業務か任意業務か）、制度上の位置づけがサービスの詳細をどう形成・制約するか、受信料制度と整合するかは、答申案から読み取れません。今後予定される「公平負担徹底のあり方」、「受信料体系のあり方」に関する答申との関係も不透明です。したがって、現時点では今般の答申案の提言について当否を述べるには材料不足であると言わざるを得ません。

その前提で、今般の答申案に関する考えを以下に述べます。

- ① 常時同時配信の必要性・妥当性について答申案は、平成23年7月の「NHK受信料制度等専門調査会」（NHK会長の諮問機関）の報告書の提言等を引用しています。同専門調査会はフルデジタル時代にNHKが担う機能・役割から「伝送路中立的」なあり方を導き出し、地上・BSのテレビ4波の常時同時配信を受信料財源で実施することを提言しました。同報告書の公表から6年が経ち、SNSを中心とするコミュニケーションメディアの急速な普及によって情報への接し方は劇的に変わりつつあります。そうした中でNHKが独占的な受信料収入を使ってインターネットへの進出を加速させようとするならば、ネット空間においてNHKはいかなる公共性を果たすのか、その手法はテレビ放送の常時同時配信が主軸なのかについて、自らの考え方や見通しを国民・視聴者に丁寧に説明すべきです。プレーヤーが限られた放送の世界でNHKが果たす公共性は明快ですが、多様な主

体が情報を発信するインターネットの世界でNHKが果たす公共性、国民・視聴者から期待される公共性は必ずしも自明とは言えません。

- ② 「NHKは、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックに向けて平成31年には常時同時配信を本格的に開始することを想定している」との記載があり、答申案はこの想定を前提に検討されたことがうかがえます。受信料制度と常時同時配信のあり方はNHKの根幹にかかわる検討テーマであり、情報通信審議会でも同時配信関連の諸課題の検討が続いていることから、一定の開始時期に固執することなく、放送制度、技術、権利処理、ニーズ、コスト規模、民間事業への影響といったさまざまな観点から検討することが望ましいと考えます。
- ③ 「受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかることも予想されるため、現時点では有料対価型や、一定の期間は利用者に負担を求めないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である」と提言していますが、一定の開始時期を前提に暫定措置を設けることは、今後の受信料制度に関する議論に影響や制約を与えかねません。常時同時配信の実施は、放送法上の位置付け、受信料制度との整合について結論の出るまでは、試験的提供の同時配信の枠内にとどめるべきであり、暫定措置は不要であると考えます。
- ④ 「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を維持する観点から極めて妥当と考えます。NHKは放送法第81条の「地域放送義務」に鑑み、常時同時配信において地域制御を行うことの意義を十分に検討すべきだと考えます。
- 意見募集を行ったことは評価しますが、国民・視聴者の義務にかかわる受信料制度の見直しを提言する重要な答申案にもかかわらず募集期間がわずか2週間であったことは、極めて不適切であると考えます。答申案を踏まえてNHKが具体的な実施計画を策定する際は1か月以上の十分な期間を取った意見募集を行い、国民・視聴者の意見を広く聴取し、計画に反映することを強く要望します。

なお、今般の意見募集のとりまとめと公表に当たっては、可能な限り意見の全文を掲出し、検討委員会としての考え方を示していただくよう要望します。

以 上